

令和4年度

地域とともにある

浅江中学校 P T A 総会資料



本資料をご覧ください、

4月28日(木)までに

オンライン上で「意思表示」をお願いします。

※意思表示の方法については、学校から配付したプリントを
ご参照ください。



目 次

【第 1 号議案】

令和 3 年度 P T A 活動・行事報告	1
---------------------------------	---

【第 2 号議案】

令和 3 年度 P T A 決算報告、会計監査報告	7
-------------------------------------	---

【第 3 号議案】

令和 4 年度 P T A 組織及び分掌・役員（案）	11
※役員名簿については別途配付	

【第 4 号議案】

令和 4 年度 P T A 活動・行事（案）	13
----------------------------------	----

【第 5 号議案】

令和 4 年度 P T A 予算、後援会予算（案）	19
-------------------------------------	----

(参考資料)

○PTA 規約	23
○PTA 役員選出細則(R3.4.24 改正)	28
○慶弔規定	30

第1号議案

令和3年度 PTA 活動・行事報告

令和3年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【総務委員会】

月	日	曜	行事・活動など	備 考
4	12	月	第1回あさなえJネット学校運営協議会【会長出席】	
	16	金	総務委員会	
	24	土	PTA総会（書面開催）	
5	14	金	第1回PTA常任委員会	
7	8	木	第1回学校保健安全委員会【会長出席】	
	9	金	総務委員会	
	15	木	第2回PTA常任委員会	
8	20	金	総務委員会	
	21	土	環境整備作業（PTA奉仕作業）	
	30	月	総務委員会	
9	5	日	体育祭	延期→9/25
	10	金	第3回PTA常任委員会	延期→12/8
	24	金	体育祭前日準備【12名出席】 入退場＆各教室の見回り	
	25	土	体育祭【部員全員出席】 見回り＆駐車場係	
10	6	水	総務委員会	
	25	月	総務委員会	
	29	金	文化祭 保護者入退場係(体育館)	
	30	土	文化祭(合唱コンクール) 駐車場＆入退場係	
11	8	月	総務委員会	
	14	日	マラソン・駅伝大会	虹ヶ浜
	27	土	第2・3回あさなえJネット学校運営協議会	
12	8	水	第3回PTA常任委員会	
	11	土	光市人権を考える集い	
1	14	金	第4回PTA常任委員会	中止
	19	水	PTA立候補者抽選対象者確認作業	
2	1	火	新1年生役員選出 新2・3年生役員選出 代理抽選にて	
3	3	木	総務委員会	
	22	火	総務委員会	
	23	水	第4回あさなえJネット学校運営協議会	
	24	木	第4回常任委員会・PTA新旧役員引き継ぎ	武道場

～前年度の反省・気付き等～

- ・各行事において、昨年の反省点を活かすとともに、各専門部門の各員からのご協力をいただき、スムーズに活動できた。
- ・また、今後は小中一貫教育の開始に伴い、小学校PTAとの連携について検討する必要がある。

～今年度の反省・気付き等～

- ・コロナに振り回された今年度でした。会議や行事がことごとく中止や延期になりましたが、一方で形を変えて行うことができた行事もあった。過去の活動からの情報が全く役に立たないくらいに行事の内容も変わったが、Withコロナ、afterコロナを考え、令和4年度はできるだけ学校行事を復活させる方向で活動していきたい。

令和3年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【心の教育部】

月	日	曜	行事および活動	備考
4	24	土	心の教育部会（部長・副部長出席）	
5	14	金	第1回 PTA常任委員会（部長、副部長出席）	
7	15	木	第2回 PTA常任委員会（部長、副部長出席）	
10	30	土	文化祭 お弁当配り（参加可能者）	
12	8	水	第3回 P T A 常任委員会（部長・副部長出席）	
3	24	木	第4回 P T A 常任委員会（部長・副部長出席）	

～前年度からの申し送りより～

* 部長・副部長以外の15名の部員は、3つのグループに担当を分け活動する。

①光市青少年補導委員及び浅江地区安全パトロール

②参観日講演会の参加

③敬老と福祉のつどい、教育フォーラムin光、光市人権を考えるつどい等への参加

* SNS関連の講演会等はあさなえJネットでの関わりもあるので、部員全員の参加が望ましい。

* あさなえホップへ1人1回以上は参加する。

～今年度の反省・気づきなど～

- ・ 今年度も行事の中止や変更があり、その都度部員に参加の呼びかけを行った。
部員全員に少なくなった行事へ関わってもらうには、もっと積極的なよびかけが必要であった。
- ・ あさなえホップへの参加状況がわからなかった。部の活動が少なかったため、出席をとるか、最初に割りあてた方がよかったと思った。（前年度は出席をとっていないという申し送りだった。）
- ・ 交通指導は実施されなかった。
来年度、担当教員と相談していく。

令和3年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【学力向上部】

月	日	曜	行事・活動など	備 考
4	24	土	PTA総会（書面決議）	部長・副部長
5	14	木	第1回常任委員会19:00～ （以降、7/15、9/10、1/14、3/24）	部長・副部長
6	19	土	人権に関する参観日（ハートフルDAY in光）中止	部員全員
7	7	水	あさなえ人権セミナー①（浅江コミュニティセンター）中止	上條・浅海・江藤
	21	水	あさなえ人権セミナー②（浅江コミュニティセンター）中止	栗山・吉田・荒川
8	4	水	あさなえ学習会	部長・副部長・木原・松根
	6	金	あさなえ学習会	部員全員
	20	金	教育フォーラムin光 中止	神代・吉永・松本・江後
	21	土	PTA奉仕作業（総務のみ）	
10	29	金	文化祭PTAバザー & 友愛セール前日準備	部員全員
	30	土	文化祭PTAバザー & 友愛セール	部員全員
12	11	土	光市人権を考える集い	部員全員
2	12	土	浅江地区人権教育推進大会 中止	上田・山田・田辺
	19	土	光市青少年健全育成推進大会 中止	部員全員
3	24	木	新役員選出、部長・副部長選出、引継ぎ	部長・副部長

【前年度の反省・気付き】

- ・部会での集まりがコロナで出来なかったもので、役員との意見交換が出来ずに終わりました。
- ・今年もコロナ禍でいろいろと制限されながらも、文化祭であったり体育祭であったりメイン行事は開催され、比較的に役員の参加率は良かったと思います。
- ・地域との関わりを、行事を通して保護者にも関われる環境があれば、色々な視点から学校の様子が見られると思います。
- ・普段の授業を月1回ペースぐらいで、役員3人ずつ参観する形があってもよいのかな？と思いました。参観を通して先生とふれあい、意見交換の場となり今後の指導にも繋げてほしいと思いました。

【本年度の反省・気付き】

- ・去年も一昨年に続きコロナで部会としての活動も少なく、中々思うように行事も出来ない1年になったので、今年は小中一貫で行事が出来たら良いと思います。
- ・子供達と地域の人との繋がりを、行事を通して行える場を作って欲しいと思いました。

令和3年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【体力づくり部】

月	日	曜	行事・活動	備考
4	7	水	第1回あさなえJネット企画推進委員会（部長参加）	部長の参加なし
	12	月	第1回あさなえJネット学校運営協議会	
	24	土	PTA総会（紙面開催）、体力づくり部部会（中止）	
5	7	金	体力づくり部活動予定資料作成（部長）	全役員へLINE送信
	14	金	第1回PTA常任委員会（部長・副部長参加）	
6	14	月	第1回あさなえほっぷ&しゃべり場（役員7名参加）	小中合同開催 部長の参加なし
	22	火	準備委員会（あさなえ熟議に向けて）	
7	8	木	第1回学校保健安全委員会（役員15名参加・欠席3名）	13:00～14:00
			第2回あさなえほっぷ（役員7名参加）	14:30～15:30
	15	木	第2回PTA常任委員会（部長・副部長参加）	18:00～20:00
	28	水	あさなえネット熟議（役員3名参加）	
8	20	金	教育フォーラムin光	中止
	21	土	環境整備作業（PTA奉仕作業）	体力づくり部の参加は中止
	23	月	第2回あさなえJネット企画推進委員会	延期
	30	月	第2回あさなえJネット学校運営協議会	中止
			総務委員会（体育祭打合）19:00～	中止
9	5	日	体育祭	延期→9/25
	10	金	第3回PTA常任委員会	延期→12/8
	15	水	第3回あさなえほっぷ	中止
	25	土	体育祭（役員13名参加・欠席5名）	7:15～12:20活動
10	30	土	文化祭、PTAバザー	協力要請なし
11	8	金	総務委員会（マラソン大会打ち合わせ）	部長・副部長参加
	14	日	虹ヶ浜マラソン・駅伝大会（役員18名参加）	8:00～11:00活動
	19	金	第4回あさなえほっぷ（役員4名参加）	10:00～12:00
	27	土	第2・3回あさなえJネット学校運営協議会	11:20～12:30(部長の参加なし)
12	8	水	第3回PTA常任委員会（部長・副部長参加）	19:00～20:30
	11	土	光市人権を考えるつどい（役員2名参加）	15:00～16:30
	21	火	第5回あさなえほっぷ（役員1名参加）	
	27	月	第2回あさなえJネット企画推進委員会（部長参加）	
1	14	金	第4回PTA常任委員会	中止
	20	木	第2回学校保健安全委員会	参加要請なし
2	1	火	第6回あさなえほっぷ	延期
	19	土	光市青少年健全育成推進大会	中止
3	1	火	第4回あさなえJネット企画推進委員会	部長：都合により欠席
	23	水	第4回あさなえJネット学校運営協議会	
	24	木	第5回PTA常任委員会、引き継ぎ（部長・副部長参加）	

～前年度の反省・気づき等～

- ・あさなえほっぷの参加者をその都度募っていましたが、1回目の部会で振り分けをして決めておけばよかったと思いました。

～今年度の反省・気づき等～

- ・あさなえほっぷの開催のやり方が変わり、全ての日程がわからなかったため振り分けができませんでした。開催が決まるたびに参加者を募りました。
- ・延期や中止がたびたびあり、役員さん方への連絡が遅くなる事もありました。部長からこまめに連絡を取ることを気にかけての方が良いように思います。

令和3年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【広報部】

月	日	曜	行事・活動など
4	24	土	P T A 総会→書面決議
5	14	木	第1回常任委員会
	28	金	第1回企画会議→休校のため延期
6	19	土	人権に関する参観日→秋に延期
	15	火	◆第1回企画会議（広報誌160号企画会議）
	29	火	◆先生方の写真撮影＆自己紹介記入
	30	水	
7	8	木	
	9	金	第2回常任委員会
	15	木	
8	3	火	◆広報誌160号発行「教員紹介新聞」登校日に配布
	21	土	教育フォーラム i n 光
			P T A 奉仕作業→総務のみ 広報参加中止
	30	月	体育祭事前会議→総務のみ 広報参加中止
9	5	日	体育祭【写真撮影】→延期
	10	金	第3回常任委員会→延期
	24	金	◇体育祭事前会議 ライブ配信の説明
	25	土	◇体育祭【写真撮影】
10	29	金	◇合唱コンクール【写真撮影】
			→文化祭バザー中止の為、前日準備なし
	30	土	◇文化祭【写真撮影】
11	14	土	◇ふれあい元気マラソン【写真撮影】
12	8	水	第3回常任委員会
	11	土	光市人権を考えるつどい（3名出席）
1	6	木	◆広報誌161号原稿作成
	14	金	第4回常任委員会→中止
2	14	月	◆広報誌161号原稿校正最終チェック（会長・副会長・先生）
	19	土	光市青少年健全育成大会→中止
3	10	木	◆卒業式 広報誌161号発行
	24	木	第5回常任委員会

※常任委員会は、部長と副部長が出席 ◇写真撮影 ◆広報誌作成会議

～本年度の反省・気づき等～

- ・今年の広報部は、「教員紹介新聞」と「共創」を発行しました。
- ・行事の変更がコロナの影響で、ありましたので、毎回出席できる部員で協力し、子供達の写真を撮りました。
- ・「共創」の運動会と文化祭のページにたくさん写真を載せて、保護者の方に伝えることができました。
- ・今年は初のYouTube配信もしました。先生方と総務の方が全て手配して頂き、広報部は教わった通りに動きました。評判は良かったと思います。

第2号議案

令和3年度 PTA 決算報告、会計監査報告

令和3年度PTA会計決算書

光市立浅江中学校PTA

1 収入の部

令和4年3月29日現在

No.	科 目	当初予算額	収入額	増 減	備 考
11	会費(月額250円)	1,278,000	1,281,750	3,750	生徒数397人(途中転入含む) 教職員32人
12	入会金(1人100円)	14,400	14,700	300	1年144人 転入3人
13	前年度繰越金	361,025	361,025	0	
14	預金利息等	5	3	-2	
	合 計	1,653,430	1,657,478	4,048	

2 支出の部

No.	科 目	当初予算額	支出額	増 減	備 考
21	総務費	300,000	235,328	64,672	県・市P連会費、安全互助会費、学校行事補助
22	会議費	20,000	5,656	14,344	お茶
23	慶弔費	80,000	60,000	20,000	会員慶弔
24	役員出張費	10,000	0	10,000	
25	事務費	240,000	238,515	1,485	リソグラフ賃貸借料、インク、マスター等
26	研修活動費	30,000	0	30,000	
27	広報部費	140,000	103,980	36,020	広報印刷費
28	各専門部費	60,000	50,000	10,000	各専門部活動費
29	備品費	100,000	103,670	-3,670	熱中症チェッカー、掃除機、ストレージ、時計、プリンタ増設トレイ
30	消耗品費	170,000	167,048	2,952	新聞、月刊誌等
31	環境整備費	250,000	225,774	24,226	緑化、清掃用具等
32	研修助成費	150,000	143,310	6,690	各負担金、書籍類
33	予備費	103,430	66,000	37,430	
	合 計	1,653,430	1,399,281	254,149	
	収入総額		支出総額	残 額	備 考
		1,657,478	1,399,281	258,197	次年度に繰越

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和4年 3 月 30 日

光市立浅江中学校PTA

監査 中村 佐都子

監査 中道由加里

令和3年度PTA特別事業会計決算書

光市立浅江中学校PTA

1 収入の部

令和4年3月24日現在

科 目	当初見込額	収入額	備 考
友愛セール、バザー	200,000	18,718	
資源回収	5,000	4,110	収益金、奨励費
雑収入	10,000	13,150	総合保障制度加入促進費
前年度繰越金	93,440	93,440	
合 計	308,440	129,418	

2 支出の部

科 目	支出額	備 考
合 計	0	

3 差引の部

129,418 - 0 = 129,418 次年度に繰越します

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和4年 3 月 30 日

光市立浅江中学校PTA

監査 中村 佐都子



監査 中道 由加里



令和3年度後援会会計決算書

光市立浅江中学校後援会

1 収入の部

令和4年3月28日現在

No.	科 目	当初予算額	収入額	増 減	備 考
11	会費(月額500円)	2,364,000	2,371,500	7,500	生徒数397人(途中転入含む)
12	入会金(1人100円)	14,400	14,700	300	1年生144人 転入3人
13	前年度繰越金	2,403,378	2,403,378	0	
14	預金利息	2	18	16	
15	規約による援助金	0	0	0	
16	補助金	0	535,920	535,920	市、県中学校体育連盟・市中学校文化連盟 補助金
	合 計	4,781,780	5,325,516	543,736	

2 支出の部

No.	科 目	当初予算額	支出額	増 減	備 考
21	選手派遣費	2,650,000	1,448,300	1,201,700	市・公認の市外・県・中国・全国大会 その他特に認めたもの
22	備品・消耗品費	1,300,000	1,029,784	270,216	部活動用備品・消耗品
23	修理費	200,000	126,599	73,401	部活動用品の修理
25	各種分担金	450,000	349,829	100,171	市中学校体育連盟 700円 市中学校文化連盟 100円 他 連盟・協会費等
26	会議費	10,000	0	10,000	
27	事務費	10,000	0	10,000	
33	予備費	161,780	0	161,780	
	合 計	4,781,780	2,954,512	1,827,268	
		収入総額	支出総額	残 額	備 考
		5,325,516	2,954,512	2,371,004	次年度に繰越

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和 4年 3月30日

光市立浅江中学校後援会

監査 中村 佐都子



監査 中道 由加里

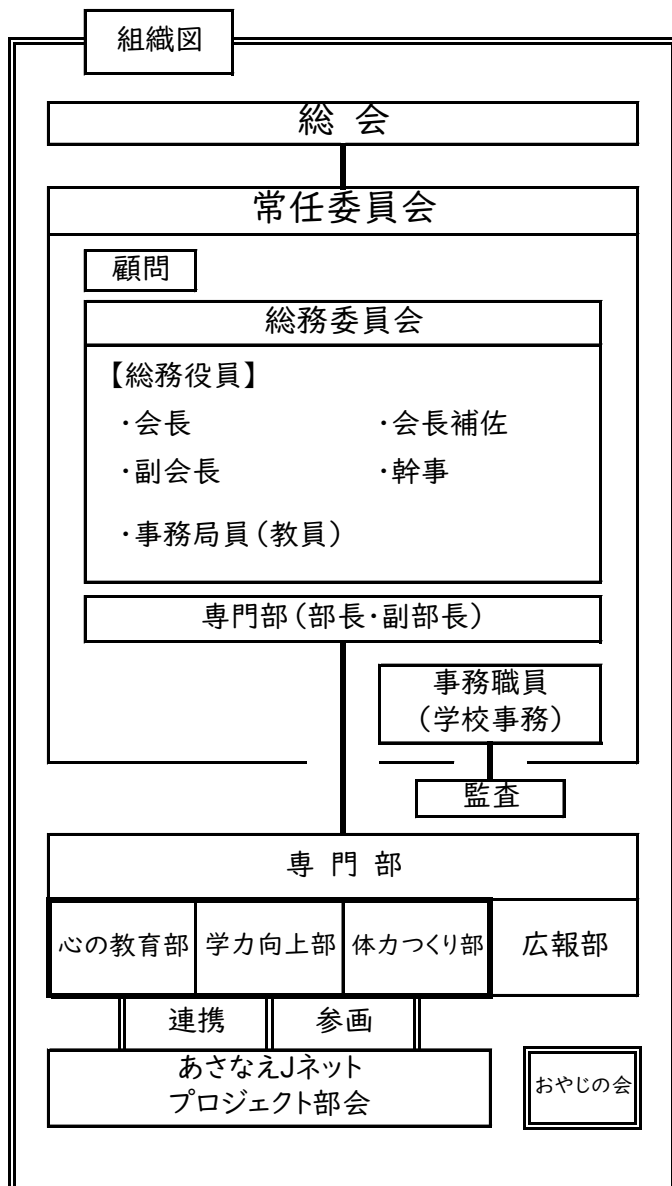


第3号議案

令和4年度 PTA 組織及び分掌・役員（案）

※役員名簿については別途配付しているので、そちらをご覧ください。

令和4年度 PTA組織と各分掌内容（案）



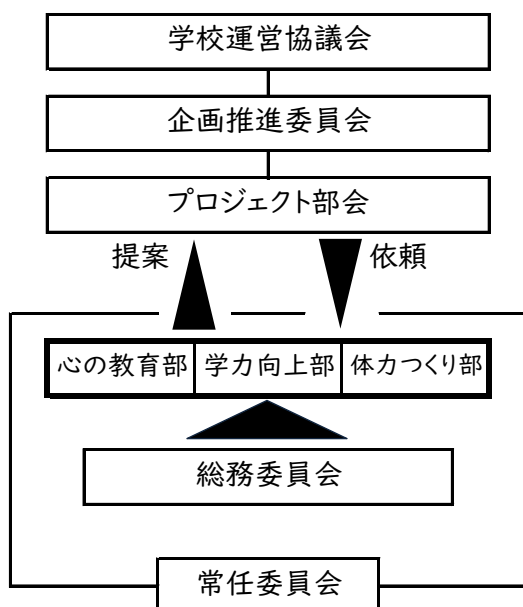
総会	保護者と教職員で構成
----	------------

常任委員会
総務委員会及び各専門部からの提案事項についての採決及び執行機関

総務委員会の用務と分担
① 総会・常任委員会の企画運営 ② 会の会計の執行、事業収入の会計 ③ 総務委員会、常任委員会の議事進行 ④ 県・市等の指導者研修会等への参加 ⑤ 光市P連の用務 ⑥ 年間行事の企画・運営 ⑦ PTA規約、講演会規約、慶弔規定等の審議 ⑧ 各専門部の活動の調整と支援 ⑨ あさなえJネットプロジェクト部会との連携 ⑩ 関係団体との連携 ⑪ 学校行事への支援 ⑫ 各種大会への支援 ⑬ その他

生徒数・PTA世帯数

○あさなえJネットとの連携・参画の流れ



年	組	生徒数	長子数
1	1	33	24
	2	34	32
	3	34	28
	4	33	23
計		134	107
2	1	36	36
	2	36	34
	3	36	35
	4	37	37
計		145	142
3	1	33	33
	2	33	32
	3	33	33
	4	32	30
計		131	128

生徒数	410
世帯数	377

第4号議案

令和4年度 PTA 活動・行事(案)

令和３年度 専門部行事・活動実施計画（案）

【総務委員会】

月	日	曜	行事・活動など	備 考
4	23	土	P T A 総会（書面決議）	
5			第 1 回常任委員会 （以降、7月、9月、1月、3月）	
6	18	土	光市小中学校 P T A 連合会第 1 回総会（会長） 人権に関する参観日（ハートフル D A Y i n 光）	
7	14	木	第 1 回学校保健安全委員会	
8	20	土	教育フォーラム i n 光 P T A 奉仕作業	
9	9 10	金 土	体育祭売店の前日準備 体育祭売店	
10	28 29	金 土	文化祭 P T A バザー & 友愛セールの前日準備 文化祭 P T A バザー & 友愛セール	
11	13	日	P T A 中国ブロック大会 マラソン & 駅伝大会	
12			光市人権を考えるつどい 次期役員選出準備	
1			第 2 回学校保健安全委員会 山口県 P T A 連合会研修大会 新 1 年生役員選出（入学説明会 於：浅江小）	
2			新 2 ・ 3 年生役員選出（於：浅江中） 光市青少年健全育成推進大会	
3	23		新役員選出、部長・副部長選出、引き継ぎ	

令和4年度 専門部行事・活動実施計画（案）

【心の教育部】

月	日	曜	行事および活動	備考
4	23	土	PTA総会（書面決議）	
5			第1回 PTA常任委員会（以降、7月、9月、1月、3月）	部長、副部長
6	18	土	人権に関する参観日（ハートフルデイin光）	
7			浅江地区 補導委員会	年2回
8	20	土	教育フォーラムin光 PTA奉仕作業	
9	18	日	敬老と福祉の集い	
10	28	金	文化祭 PTAバザー & 友愛セール前日準備	
10	29	土	文化祭 PTAバザー & 友愛セール	
12			光市人権を考える集い	
1	22	日	松林保全ボランティア	
2			光市青少年健全育成推進大会	
3			新役員選出（部長1名、副部長2名）、新旧引継ぎ	

◎コロナの関係で行事の変更、中止等ある場合は、担当の変更をお願いする場合がありますが、ご協力お願い致します。

*SNS関連の講演会等（未定）はあさなえJネットでの関わりもあるので、部員全員の参加が望ましい。

*あさなえホップへ1人1回以上は参加する。

心の教育部(あさなえJネットプロジェクト部会との連携方針案)

【重点取組事項】 地域貢献活動への参加、充実

令和４年度 専門部行事・活動実施計画（案）

【学力向上部】

月	日	曜	行事・活動など	備 考
4	23	土	P T A 総会（書面決議）	部長・副部長
5	末		第1回常任委員会 （以降、7月、9月、1月、3月）	部長・副部長
6	18	土	人権に関する参観日（ハートフルDAY in 光）	
7			あさなえ人権セミナーⅠ（浅江コミュニティセンター） あさなえ人権セミナーⅡ（浅江コミュニティセンター）	
8	20	土	あさなえ学習会 あさなえ学習会 教育フォーラム in 光 P T A 奉仕作業	
10	28	金	文化祭 P T A バザー & 友愛セールの前日準備	
	29	土	文化祭 P T A バザー & 友愛セール	
12			光市人権を考える集い	
2			浅江地区人権教育推進大会 光市青少年健全育成推進大会	
3	23	木	新役員選出、部長・副部長選出、引き継ぎ	部長・副部長

※ P T A 研修会の企画・運営（例 調理実習他）

※ ポスター・カレンダー作り

学力向上部（あさなえJネットプロジェクト部会との連携方針案）

重点取組事項

つながり、学び合う授業

令和4年度 専門部行事・活動実施計画（案）

【体力づくり部】

月	日	曜	行事・活動など	備 考
4	23	土	PTA総会（書面決議）	部長・副部長
5			第1回常任委員会 （以降 7月、9月、1月、3月）	部長・副部長
6	18	土	人権に関する参観日（ハートフルDAY in 光）	
7	14	木	第1回学校保健安全委員会	部員参加
8			教育フォーラム in 光	
	20	土	PTA奉仕作業	
9	9	金	体育祭売店の前日準備	
	10	土	体育祭売店	
10	28	金	文化祭PTAバザー＆友愛セールの前日準備	
	29	土	文化祭PTAバザー＆友愛セール	
11	13	日	ふれあい元気マラソン	
12			光市人権を考えるつどい	
1			第2回学校保健安全委員会	
2			光市青少年健全育成大会	
3	23	木	新役員選出、部長・副部長選出、引き継ぎ	部長・副部長

※ 早朝元気クラブへの取り組み

※ あさなえほっぷへの参加（第1回 6/13予定）

体力づくり部（あさなえJネットプロジェクト部会との連携方針案）

重点取組事項

生活リズムを整え、健康的な体づくりをすると共に柔軟性を高めケガをしにくい体をつくる。

令和４年度 専門部行事・活動実施計画（案）

【広報部】

月	日	曜	行事・活動など	備 考
4	23	土	PTA総会（書面決議）	部長・副部長
			第1回企画会議（広報誌163号企画会議）	
5			第1回常任委員会（以降7月、9月、1月、3月）	部長・副部長
6	18	土	人権に関する参観日（ハートフルDAY in 光）	
7			広報誌163号発行「教員紹介」	
			広報誌164号企画会議「共創」	
8			教育フォーラム in 光	
8	20	土	PTA奉仕作業	
9	10	土	体育祭【写真撮影】	
10	28	金	文化祭合唱コンクール【写真撮影】	
			文化祭PTAバザー＆友愛セールの前日準備	
10	29	土	文化祭PTAバザー＆友愛セール【写真撮影】	
11	13	日	ふるさと虹ヶ浜マラソン＆駅伝大会【写真撮影】	
12			光市人権を考えるつどい	
2			光市青少年健全育成大会	
3	9	木	卒業式 広報誌164号発行「共創」	
3	23	木	新役員選出、部長・副部長選出、引継ぎ	部長・副部長

第5号議案

令和4年度 PTA 予算、後援会予算(案)

令和4年度PTA会計予算書(案)

光市立浅江中学校PTA

1 収入の部

No.	科 目	金 額	備 考
11	会費(月額250円)	1,323,000	生徒数410人, 教職員31人
12	入会金(1人100円)	13,400	1年生134人
13	前年度繰越金	258,197	
14	預金利息	3	
	合 計	1,594,600	

2 支出の部

No.	科 目	金 額	備 考
21	総務費	300,000	市P連総会費, 県・市P連会費, 安全互助会費, 学校行事補助
22	会議費	20,000	役員会議費
23	慶弔費	80,000	会員慶弔, その他慶弔規程による
24	役員出張費	10,000	役員出張旅費
25	事務費	240,000	リソグラフ賃貸借料, インク、マスター等
26	研修活動費	30,000	学校保健安全委員会, PTA研修講座 講師謝金等
27	広報部費	140,000	広報印刷費
28	各専門部費	50,000	各専門部活動費
29	備品費	100,000	学校備品
30	消耗品費	170,000	新聞, 月刊誌等
31	環境整備費	250,000	緑化, 清掃用具等
32	研修助成費	150,000	各負担金, 書籍類
33	予備費	54,600	
	合 計	1,594,600	

3 事業収入

科 目	当初見込額	備 考
友愛セール、バザー	100,000	
資源回収	5,000	
前年度繰越金	129,418	
合 計	234,418	

上記のとおりPTA会計予算案を提出いたします。PTA総会の承認を得て会計を執行いたします。

令和4年4月23日

光市立浅江中学校PTA事務局

令和4年度後援会会計予算書(案)

光市立浅江中学校後援会

1 収入の部

No.	科 目	金 額	備 考
11	会費(月額500円)	2,460,000	生徒数410人
12	入会金(1人100円)	13,400	1年生134人
13	前年度繰越金	2,371,004	
14	預金利息等	16	見込額
15	規約による援助金	0	規約10条の4援助金
16	補助金	0	中体連・中文連等
合 計		4,844,420	

2 支出の部

No.	科 目	金 額	備 考
21	選手派遣費	2,650,000	公認の市外・県・中国・全国大会 その他特に認めたもの
22	備品・消耗品費	1,300,000	運動部・文化部の備品・消耗品費
23	修理費	200,000	器具・用具・楽器・施設の修理
25	各種分担金	450,000	中体連700円, 中文連100円, 連盟・協会費等
26	会議費	10,000	印刷費
27	事務費	10,000	封筒等
33	予備費	224,420	
合 計		4,844,420	

上記のとおり部活動後援会会計予算案を提出いたします。後援会総会の承認を得て会計を執行いたします。

令和4年4月23日

光市立浅江中学校後援会事務局

資 料

光市立浅江中学校PTA規約

第1条 本規約の目的

本規約は、光市立浅江中学校（以下、「本校」と呼ぶ）のPTAが掲げる目的を達成させるための運営の遵守事項を定めることを目的とする。

第2条 名称と事務局

本会は、光市立浅江中学校PTAと称し、事務局を浅江中学校に置く。

第3条 本会の目的

本会は、会員相互の資質を高め、研修や親睦を深め、ひいては家庭・学校・地域の連携を育み、教育の推進と向上を図ることを目的とする。

第4条 会員資格

本会は、本校生徒の保護者と教職員をもって構成する。ただし、顧問はこの限りではない。

第5条 本会の事業

本会は、本規約第3条の「本会の目的」達成のために次の事業を推進する。

- (1) 会員相互の研修、親睦の事業
- (2) 施設、設備環境等の充実と改善に関する事業
- (3) 教職員の研修助成に関する事業
- (4) 生徒の学習や健康に関する事業
- (5) 光市PTA連合会等の広域なPTA活動に関する事業
- (6) コミュニティ・スクールへの参画を通じた学校・地域との連携に関する事業
- (7) 浅江小学校PTAとの連携による共通課題に関する事業
- (8) その他、本会の目的に適する事業

第6条 組織と人員

本会は、総会、総務委員会（事務局含む）、常任委員会、専門部により構成される。各組織は、次に掲げる人員により構成される。

- (1) 総会：保護者と教職員の全員
- (2) 総務委員会：総務役員（会長、会長補佐、副会長、幹事）、事務局員（教員）
- (3) 常任委員会：総務委員会、専門部部長と副部長、事務職員（学校事務）、顧問
- (4) 専門部：心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部
- (5) 監査

第7条 常任委員と選出方法

常任委員とは、総務委員会の総務役員（会長、会長補佐、副会長、幹事）ならびに監査、顧問と各専門部部長と副部長をいい、次の人員数とする。

- (1) 会 長: 1名
- (2) 会長補佐: 会長が必要と認めた場合に若干名
- (3) 副会長: 3名以上
- (4) 幹 事: 若干名
- (5) 各専門部部長、副部長: 部長1名、副部長2名(広報部は1名)
- (6) 顧 問: 若干名(うち1名は、校長とする。)

7-2. 選出方法

総務役員である会長、会長補佐、副会長からなる選考委員により、常任委員会に推薦され、総会の承認を得なければならない。

ただし、顧問は、総会の承認によらず、1名は校長とする。また、必要により、会長と校長の合意により若干名をおくことができる。

7-3. 事務

校長に任命された事務局主任を総務委員会事務局に、事務職員を常任委員会に専任としておく。

第8条 専門部員と選出方法

専門部とは、心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部のことをいい、各部とも部長1名、副部長2名程度を含む体制とする。

8-2. 選出方法

専門部全体として、各学年から同じ程度の割合で互選し、各専門部へ配属する。人員の不足が考えられる場合には、会長が委嘱することができる。各部の人員構成は、総会の承認を得なければならない。

第9条 補員と選出方法

補員とは、常任委員ならびに各部員に欠員が生じた場合に、必要に応じ補填される人員をいい、15名程度とする。

9-2. 選出方法

各学年から同じ程度の割合で互選し、補員名簿に収載する。

補員名簿の収載順1位からを補填の順位とする。

9-3. 補填の方法

欠員が生じた場合、会長と欠員が生じた専門部の部長(もしくは副部長)が協議し、補填人数を決定する。

第10条 常任委員会役員の任務と任期

会長は、本会を代表し、本会を総括する。

10-2. 会長補佐は、会長と責務を分担し、常に会長と協議・協調する。会長不在の際は、これを代行する。

10-3. 副会長は、会長と会長補佐の指示のもと、責務を遂行し、会長と会長補佐不在の際は、これを代行する。

10-4. 幹事は、会長、会長補佐ならびに副会長を補佐し、会務を処理する。

10-5. 顧問は、会長に対し必要な助言を行う。

10-6. 各専門部部長ならびに副部長は、各取組の責任を分担するなどし、部員とともに専門部の事業遂行にあたる。

10-7. 常任委員のうち、総務役員の任期は2年間とし、顧問、各専門部部長と副部長の任期は1年間とするが、再選を妨げない。

第11条 総務委員会の任務

総務委員会は、本規約の第3条「本会の目的」ならびに第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のために必要な方針を策定し、常任委員会に提議し、本会の指針と方策を実行する。

11-2. 総務委員会の活動方針は、常任委員会の承認が必要であるが、方策を実行するための方法は、総務委員会に委ねられる。

11-3. 総務委員会は、専門部が行う事業活動の総括を行うとともに、専門部が行う事業活動への助言や補佐に努める。

第12条 専門部の任務と任期

各専門部は、本規約の第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のための活動を行う。

12-2. 心の教育部は、生徒の心の健全育成に関する活動を行う。

12-3. 心の教育部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（心の教育部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の豊かな心を育むための方策（プロジェクト）を実行する。

12-4. 学力向上部は、生徒、保護者の人権への理解と意識向上、生徒の学力向上に関する活動を行う。

12-5. 学力向上部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（学力向上部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の学力を向上させるための方策（プロジェクト）を実行する。

12-6. 体力づくり部は、生徒の健康と保健・体育に関する活動を行う。

12-7. 体力づくり部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（体力づくり部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の健やかな体づくりのための方策（プロジェクト）を実行する。

12-8. 広報部は、総務委員会と連携してPTA活動の広報と生徒・教職員をはじめとする学校の取組を取材し、必要に応じて地域への広報に努める。

12-9. 専門部員の任期は、1年間とする。

第13条 コミュニティ・スクール(CS)への参画

本規約5条の「本会の事業」に含まれるコミュニティ・スクールへの参画について、以下の通り定める。

13-2. 総務委員会

会長もしくは会長とその他複数名は、光市教育委員会からコミュニティ・スクールの学校運営協議会委員に委嘱された場合には、学校運営協議会に参画する。

13-3. 常任委員会

心の教育部、学力向上部、体力づくり部の各部長は、学校からコミュニティ・スクールの企画推進委員に委嘱された場合には、企画推進委員会に参画する。

第14条 監査

監査は、本会の会計を監査する。

監査は、会長と校長により委嘱され、総会の承認を得る。

14-2 監査の任期は1年間とする。

第15条 総会

総会は、総務委員会の発議により、常任委員会が毎年1回(4月頃)に定期開催し、予算審議等の重要事項を審議する議決機関とする。

15-2. 総会の成立

PTA会員の3分の2以上の出席(委任状含む)で総会の成立とする。

15-3. 臨時総会

常任委員会において必要と認められた場合には、臨時総会を招集することができる。

第16条 総会での議決事項

本会の総会では、次の事項を審議し、議決は出席者の過半数で成立する。

- (1) 前年度の事業報告と会計決算報告(PTA会計と後援会会計)
- (2) 本年度の事業計画と予算の審議(PTA会計と後援会会計)
- (3) 役員推薦者、選出者の承認(常任委員と後援会兼務)
- (4) 規約改定(PTAと後援会)
- (5) その他必要事項の審議(PTAと後援会、その他)

第17条 緊急時の審議と議決

緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項は、常任委員会が総会に代わって審議、議決することができる。

(本項は、事故・事件・災害を想定する。)

17-2. 緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項で、常任委員会の開催が困難である場合には、総務委員会が総会に代わって審議、議決することができる。

第18条 経費

本会の経費は、会費と入会金、事業収益金等をもって運営する。

18-2. 本会の入会金は、新入時に100円を徴収する。退会時に返金はしない。

18-3. 本会の会費は、月額250円とし、第一子、第二子ともに同額とする。

18-4. 本会の事業収入は、見込み予算として予算化しておく。(友愛セール等)

第19条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

制改定の経緯

昭和34年	4月28日	旧約を廃止し、本規約を施行する。
昭和45年	1月25日	第2・5・11条の一部改正
昭和50年	4月25日	第11条の一部改正
昭和52年	4月26日	第11条の一部改正
昭和60年	4月24日	第2・5・11条の一部改正
昭和61年	4月19日	第11条の一部改正
平成 2年	4月21日	第11条の一部改正
平成 2年	11月 5日	会の名称変更(常任委員会に委託されていた。)
平成 3年	12月10日	同・育友会規約をPTAに規約改正
平成 9年	4月19日	第5条(1)の一部改正
平成18年	4月28日	第5条(1)、(4)、(5)の一部改正
平成21年	4月30日	第5条(1)の一部改正
平成22年	4月28日	第5条(5)の削除
平成29年	4月22日	第1条(本規約の目的)を新設 第2条(名称と事務局)を詳述 第4条(会員資格)に本校生徒の保護者と教職員以外 の規定を追加 第5条(本会事業)に(5)広域PTA活動、(6)コ ミュニティ・スクール活動、(7)浅江小PTAとの連 携の各項目を追加 第6条(組織と人員)(2)に会長(補佐)を追加、(4) 専門部を5部会から3部会に変更 第7条(常任委員と選出方法)に会長(補佐)を追加 第8条(専門部員と選出方法)を3部会に変更 その他、総務委員会、常任委員会、専門部会の任務を 詳述、緊急時の対応を規定
令和 2年	5月 7日	第5条(本会事業)(6)「コミュニティ・スクールの活動」を「コミュニ ティ・スクールへの参画」に変更 第8条(専門部員と選出方法)副部長の人数を2名程度に 変更 第12条(専門部の任務と人気)「コミュニティ・スクールの 活動においては」を、「コミュニティ・スクールの」に変更 第13条(コミュニティ・スクールへの参画)「学校運営委員」 を「学校運営協議会委員」に、「学校運営委員会」を「学校 運営協議会」変更

光市立浅江中学校PTA役員選出細則

第1条（本細則の目的）

本細則は、光市立浅江中学校PTA規約の「第7条（常任委員と選出方法）」と「第8条（専門部員と選出方法）」に定める選出に際しての細則を定めることを目的とする。

第2条（選出方法）

常任委員と専門部の部員は、立候補および抽選により選出する。

第3条（専門部の構成）

専門部は、心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部により構成され、専門部員は、各学年で同程度の割合で選出し、各部とも18名（広報部9名）程度を選出する。

第4条（総務委員会の構成）

総務委員会のうち選出対象は、総務役員と監査、顧問で、顧問のうち1名は、校長とする。総務役員は、会長、会長補佐、副会長、幹事により構成される。

2. 総務役員の選出

総務役員の任期は、2年間であることから、2年満了で辞められる人員程度を選出することとなる。男性役員は3名程度を選出する。選出にあたっては、2年間の役を務められるよう留意する。

第5条（役の免除）

総務役員は、2年間継続の役であるため、在学中の子供を含め、役員の任期中に未入学であった子供すべてについても、役を済ませたと認め、以降、選出を免除することができる。

2. 専門部の部長は、その役目の責務、質、量を考慮し、部長任期中に在学中であった子供、未入学であった子供すべてについても役を済ませたと認め、以降、選出を免除することができる。

第6条（選出免除）

常任委員ならびに専門部員の選出にあたっては、予め選出候補から除外する免除規定を設けない。

2. やむを得ない事情により、予め選出候補から除外してほしい場合には、当該年度の12月末日までに、総務委員会会長宛てに文書（除外願い）で申し出る必要がある。

3. 総務委員会会長は、除外願いを受理した場合、遅延なく内容を確認し、判断のうえ、総務委員会に判断結果を報告する。

4. 除外願いの内容および判断理由の詳細は、個人のプライバシーに関わる場合が考えられるので、原則非公開とする。（会長の専権事項）

第7条(抽選)

立候補者が定員に満たない場合には、抽選により選出するものとする。

2. 抽選は、原則的に対象者立会いとするが、抽選日当日に本人が立ち会えない場合には、総務委員会が本人を代理し、抽選し、配属先を決めることとする。

3. 抽選後の結果に関しての異議申し立ては、いかなる理由があろうとも受け付けないものとする。

第8条(専門部の部長と副部長の選出)

専門部の部長と副部長の選出は、年度末の「新旧役員引継ぎ会」で行う。

2. 免除規定

すでに専門部の部長を経験している者は、部長、副部長を免除する。副部長経験者は、対象の子供に限り部長、副部長を免除する。

附則

- ① 会長、会長補佐、副会長、幹事は、総務委員会に属する。(他に顧問、監査、事務局員)
- ② 本細則の改定は、総務委員会で起案したものを常任委員会および総会で承認されなければならない。
- ③ 本細則は、平成18年4月28日より施行する。
- ④ 20年度より試行されていた、第3項(2)の「広報部のお子さん2人分の役とみなす」という規定については、2年目の活動実績が見られないため、23年度限りとする。
- ⑤ 補員については、役員が転居等で活動の継続が不可能となった場合、役員本人もしくは、同居家族の健康上の都合により活動が不可能になった場合、また、各部長より要請があった場合に、総務委員会の審議を経て、PTA会長より正役員として依頼、任命する。
- ⑥ 附則④、⑤は、平成23年4月28日より施行する。
- ⑦ 平成29年4月22日「光市立浅江中学校PTA規約」の全面改定に伴い改定・実施
- ⑧ 令和3年4月24日 第5条(役の免除)改定

光市立浅江中学校PTA慶弔規定

第1条

本会員で慶弔等のあった場合は、次の定めるところにより、慶祝・弔事を表す。

1 慶事の場合

(1) T会員の結婚 5,000円程度の祝儀をおくる。

2 弔辞の場合

(1) P会員の死亡 10,000円程度のお供物などをおくる。

(2) 生徒の場合 10,000円程度のお供物などをおくる。

(3) T会員本人の死亡 10,000円程度のお供物などをおくる。

(4) T会員の配偶者の死亡 5,000円程度のお供物などをおくる。

(5) T会員の父母及び子の死亡 5,000円程度のお供物などをおくる。

3 災害見舞

会員の住宅が火災、洪水、その他の災害に遭い、甚大な損傷を受けた場合、状況に応じ見舞金をおくる。

4 転退職の場合

(1) T会員の転退職(餞別料をおくる)

勤務年数	1年以内	2,000円
	3年以内	4,000円
	5年以内	5,000円
	7年以内	7,000円
	8年	8,000円
	9年を超えるもの	10,000円

5 その他特別の事情がある場合は、会長・副会長が協議の上決定する。

第2条

慶弔見舞いの金品の返しはしないものとする。

この規定は、平成21年5月1日より施行する。